

中国における国際裁判管轄・国際訴訟競合

遠藤 誠¹

I はじめに

近年、中国企業と外国企業との国際的な標準必須特許 (Standard-Essential Patent, SEP) の紛争事件が頻発している。それら紛争事件の多くでは、複数国の裁判所に同時に訴訟が係属している。例えば、①中国企業 (SEP を FRAND 条件で実施することを希望する企業) が外国企業 (特許権者) を被告として中国の裁判所に対し、非侵害確認訴訟及び適正なライセンス料の確定を求める訴訟を提起したが、②その後、当該外国企業が当該中国企業を被告として外国の裁判所に対し特許権侵害訴訟を提起し、その結果、一つの紛争事件の訴訟が複数国の裁判所に同時に並存して係属するという事態が生じている (例えば、華為 (ファーウェイ) v. Conversant 紛争事件は、中国の裁判所とドイツの裁判所で、それぞれ訴訟が係属した)。

上記の事態は、「国際裁判管轄」・「国際訴訟競合」と呼ばれる問題を引き起こす。「国際裁判管轄」とは、複数国にまたがる国際的な紛争事件につき、どの国のどの裁判所が当該事件を管轄する権限を有するかという問題である。「国際訴訟競合」とは、複数国の裁判所がともに国際裁判管轄の権限を有することを前提に、並存するそれらの訴訟をどのように処理・解決するかという問題である。

そこで、本稿では、中国において「国際裁判管轄」及び「国際訴訟競合」という問題が、どのように理解・議論され、適用されているかについて、紹介することとしたい。

II 国際裁判管轄

1 中国における国際裁判管轄の原則的な考え方

中国には、涉外民事紛争事件の裁判管轄権の関連規定をまとめた特別な法律は存在せず、以下で紹介するとおり、関連規定は、民事訴訟法及びいくつかの司法解釈等に分散している。

中国の民事訴訟における裁判管轄は、大きく「法定管轄」と「合意管轄」² (中国語では「協議管轄」) に分かれている。法定管轄には、専属管轄 (民事訴訟法 33 条、266 条等)、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士 (法学)、BLJ法律事務所 (<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² 合意管轄制度には、さらに応訴管轄の規定も含まれている (民事訴訟法 127 条)。

一般土地管轄（21条）、特別土地管轄（265条）、審級管轄（17条から20条まで）等が含まれる。また、合意管轄は、主に契約等の財産権紛争に適用される。

涉外民事紛争が発生した場合、中国法院（裁判所）が裁判管轄権を有するか否かという問題が生じる。中国での涉外民事紛争事件における中国法院の管轄権を確定するにあたっては、原則として、民事訴訟法における国内の民事紛争事件管轄権の関連規定に基づき判断される³。即ち、涉外民事紛争事件の場合、土地管轄、専属管轄の関連規定により中国法院が管轄権を有するという結論に至れば、中国法院がその事件を受理することができる。以下、土地管轄の関連規定を中心に紹介する。

中国では、契約紛争が原因となる訴訟は、被告の住所地又は契約履行地の人民法院が管轄する（民事訴訟法 23条）とされ、権利侵害行為が原因となる訴訟は、権利侵害の行為地又は被告の住所地の人民法院が管轄する（28条）とされている。また、中国法にいう「権利侵害の行為地」には、「権利侵害の実施地」と「権利侵害結果の発生地」が含まれる（最高人民法院による「民事訴訟法の適用に関する解釈」（以下「民訴法解釈」という）⁴ 24条）。

但し、契約紛争又はその他の財産権に係る紛争により、中国の域内⁴に住所を有しない被告に対して提起された訴訟については、中国に関わる要素⁵のいずれか一つがあるならば、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することができる財産の所在地、権利侵害行為の実施地又は代表機構の住所地の人民法院が管轄できる（民事訴訟法 265条）とされている。このことからわかるように、民事訴訟法には、できるだけ中国法院の管轄権を拡大したいという意図が窺える。このことは、中国実務において、「関われば管轄する」（中国語では「沾边就管」）と呼ばれている。

2 特許侵害訴訟事件の国際裁判管轄

中国の司法制度は、日本の司法制度と異なり、二審制をとっている。中国には、基層、中級、高級、最高という4つのレベルの人民法院が存在する。特許侵害訴訟を含む一部の知財関連民事訴訟の一審は、知的財産権法院又は中級人民法院が管轄することになっている。また、上記の一部の知財関連民事訴訟の二審については、以前は、原則として各地方の高級人

³ 中国では、原則として基層人民法院が民事訴訟の一審法院を担当するが、重大な涉外事件は中級人民法院が管轄する（民事訴訟法 18条）。また、涉外紛争事件に関する審級管轄は、最高人民法院による「涉外民商事事件の訴訟管轄に関する若干問題の規定」3条1号から5号までに規定された事件類型に該当する場合は、同規定に基づき確定される。但し、同規定は涉外知的財産権紛争事件には適用されない。

⁴ 中国の「域内」とは、中華人民共和国の領土のうち、香港・マカオ・台湾を除いた地域をいう。

⁵ ここにいう「中国に係る要素」としては、①契約が中国の域内において締結又は履行されること、②訴訟の目的物が中国の域内にあること、③被告が中国の域内に差押えに供することができる財産を有すること、及び④被告が国の領域内に代表機構を設置していることという4つの要素が挙げられている（民事訴訟法 265条）。

民法院が管轄することになっていたが、2019年1月1日に最高人民法院知的財産権法廷が設立された後は、全国における関連訴訟の二審は最高人民法院知的財産権法廷が管轄することとなった。

中国で特許侵害紛争に直面した特許権者は、「権利侵害の実施地」と「権利侵害結果の発生地」の知的財産権法院・中級人民法院の中から、自己に最も有利な管轄法院を選択して提訴することができる⁶。

3 標準必須特許の FRAND 条件でのロイヤルティ確定請求事件の国際裁判管轄

標準必須特許 (SEP) とは、標準に係る技術を実施するために回避できない特許を指し、基本的には通信分野に集中している。IoT の普及に伴い、近時、標準必須特許の関連問題に注目が集まってきている。そのうちの 1 つは、FRAND (Fair, Reasonable And Non-Discriminatory)、即ち、公平で、妥当かつ差別のないライセンス条件の確定である。標準必須特許は、その回避不能・回避困難という性質と産業上の重要性により、莫大な利益に関わることが多いため、ライセンス交渉において当事者双方が合意に達することは容易ではない。そして、ライセンス交渉によって合意に達することが困難だと判断する当事者は、法院に訴訟を提起して、標準必須特許の FRAND 条件でのロイヤルティを確定するよう請求することができる (最高人民法院による「特許権侵害紛争事件の審理に関する法律適用の若干問題の解釈 (二)」24 条 3 項)。

最高人民法院による「民事案件案由規定」(2020 年 12 月 29 日改正、2021 年 1 月 1 日施行) によると、特許権・著作権・商標権等のライセンス契約紛争は「知的財産権契約紛争」に分類されるが、標準必須特許ロイヤルティ紛争は「知的財産権権利帰属⁷、権利侵害紛争」に分類されているため、「知的財産権権利帰属紛争、権利侵害紛争」の管轄関連規定に基づき土地管轄を確定することになる。

なお、中国法が正式に標準必須特許ロイヤルティ紛争の性質を明確にしたのは、上記の「民事案件案由規定」であり、それ以前においては、標準必須特許ロイヤルティ紛争は「契約紛争」と「権利侵害紛争」のいずれに属するかという問題について、意見が分かれていた。例えば、2020 年 12 月 25 日に下された (2020) 鄂 01 知民初 743 号 (「サムスン v. エリクソン」外国訴訟差止命令申立事件) において、武漢市中級人民法院は、標準必須特許ロイヤルティ紛争を「知的財産権契約紛争」に分類した。また、2020 年 10 月 16 日に下された (2020) 粵 03 民初 689 号 (「OPPO v. シャープ」標準必須特許グローバル・ライセンス紛争事件) において、深圳市中級人民法院は、標準必須特許ロイヤルティ紛争につき、典型的な「契約紛争」でもなく、典型的な「権利侵害紛争」でもないと判示していた。

⁶ ちなみに、特許権に関する非侵害確認訴訟の場合も、民事訴訟法 28 条に基づき管轄法院を確定することとされている ((2004) 民三他字第 4 号)。

⁷ 知的財産権権利帰属紛争は、「原告は被告の法廷に従う」という一般土地管轄のルールに基づき、被告住所地の知的財産権法院又は中級人民法院が管轄する。

4 独禁法の市場支配的地位濫用行為の国際裁判管轄

中国では、独占行為により損失を受けた者は、知的財産権法院又は中級人民法院に民事訴訟を提起することができる（最高人民法院による「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定」2条、3条）。また、独占行為が原因となる民事訴訟の土地管轄は、事件の具体的な状況に応じて、権利侵害紛争又は契約紛争の管轄関連規定に基づき確定することとされている（同規定4条）。

市場支配的地位濫用行為に係る独占紛争事件の管轄について、北京市高級人民法院は、（2017）京民轄終144号（「西電捷通 v. アップル」市場支配的地位濫用紛争事件）において、不公平な許諾料若しくはその他の不合理なライセンス条件を設け、又は差止めを求める等の標準必須特許ライセンス交渉における市場支配的地位濫用行為により提起された訴訟は、「権利侵害紛争」であるとして、権利侵害行為の実施地、権利侵害結果の発生地、被告住所地等に基づき管轄法院を確定すべきであると判示した。

中国の独占禁止法は、その域外適用について、いわゆる「効果理論」を採っている。即ち、独占禁止法2条によると、中国域外で行われた行為のうち、中国域内の市場に対して競争を排除又は制限する影響を及ぼす行為には、同法が適用される。したがって、たとえ市場支配的地位濫用行為が外国で行われた場合であっても、その行為により中国域内の市場に競争を排除又は制限する影響が及ぼされるのであれば、中国法院は、その事件について国際裁判管轄権を有すると判断されることになる。

5 合意管轄

中国の民事訴訟法等によると、当事者は、契約等の財産権紛争について管轄裁判所を定めることができるとされている。そして、ここにいう「管轄裁判所」には、中国法院及び外国裁判所が含まれる（民事訴訟法34条、民訴法解釈531条）。

ちなみに、中国は、2017年9月12日、「国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約」に署名したが、いまだ同条約につき批准をしていない。当事者が本条約に基づいて裁判管轄の合意に達した場合、当事者が明示的に別段の定めをしない限り、その合意により、選択された締約国の裁判所に独占的な管轄権が生じる（本条約3条(b)）。したがって、中国において本条約が批准され、発効した後は、紛争当事者の間に独占的な管轄権に関する有効な合意があれば、選択された締約国の裁判所のみが独占的な管轄権を有することになり、無用な紛争を避けられる可能性が高くなる。但し、合意管轄の要件について、現行民事訴訟法34条は「実質的関連の原則」をとっているが、同条約は合意した裁判所に関連事件との関連性を必要とはしていないため、同条約が中国で批准された後、民事訴訟法34条の改正が必要となる。

III 国際訴訟競合

1 中国における国際訴訟競合の関連規定等

(1) 最高人民法院による民訴法解釈

最高人民法院による民訴法解釈には、以下のとおり、国際訴訟競合に関連する規定が含まれている。

・第 532 条

涉外民事事件において、同時に次に掲げる状況に合致する場合、人民法院は、原告の訴えを却下する裁定を下し、より利便性のある外国の裁判所に訴訟を提起するようそれに告知することができる。

(1) 被告が、事件はより利便性のある外国の裁判所が管轄すべきであると申立を提出し、又は管轄に異議を提出した場合。

(2) 当事者間において、中華人民共和国法院による管轄を選択する合意がない場合。

(3) 事件が中華人民共和国法院の専属管轄に属さない場合。

(4) 事件が中華人民共和国の国家、公民、法人又はその他の組織の利益に関わらない場合。

(5) 事件の争議の主要な事実が中華人民共和国の国内で発生したものでなく、且つ事件に中華人民共和国の法律が適用されず、人民法院が事件を審理する際に事実認定及び法律適用の面で重大な困難が存在する場合。

(6) 外国の裁判所が事件に対し管轄権を有し、且つ当該事件を審理するにあたってより利便性がある場合。

・第 533 条

中華人民共和国の法院及び外国の裁判所がいずれも管轄権を有する事件について、一方当事者が外国の裁判所に訴えを起こし、もう一方の当事者が中華人民共和国の法院に訴えを起こした場合、人民法院は受理することができる。判決後、外国の裁判所が本件に対し下した判決、裁定を人民法院に承認及び執行するように外国の裁判所が申立て、又は当事者が求める場合、これを許可しない。但し、双方が共同で締結し、又は参加している国際条約に別段の定めがある場合を除く。

外国の裁判所による判決、裁定が既に人民法院に承認され、当事者が同一の争議について人民法院に訴えを起こした場合、人民法院はこれを受理しない。

民訴法解釈 532 条は、「不便宜法廷地の法理」（中国語では「不方便管轄原則」、英語では「Doctrine of Forum Non Conveniens」）について規定している。民訴法解釈 532 条によると、同条 1 号から 6 号までの要件を全て満たす場合においては、人民法院が原告の提訴を却下し、より便宜的な外国裁判所に提訴するようその原告に告知することができる。民訴法解釈 532 条 4 号は「事件が中国、中国の公民、法人若しくはその他の組織の利益に関わらない」という条件を設けているため、これを厳格に解釈すれば、同条の適用範囲はかなり限

定されることになる。

他方、民訴法解釈 533 条は、中国法院の国際訴訟競合への対応に関する根拠規定となり、民訴法解釈 533 条 1 項前段は国際訴訟競合が発生した場合の中国法院の裁判管轄権についての規定となる。民訴法解釈 533 条 1 項前段は、中国法院と外国裁判所がいずれも管轄権を有する事件について、一方当事者が外国裁判所に提訴したとしても、中国法院が依然としてもう一方の当事者の提訴を受理できると規定している。ただし、民訴法解釈 533 条 2 項によると、中国法院が既に外国裁判所の判決を承認した場合は、中国法院は同事件についての提訴を受理してはならないとされている。

民訴法解釈 533 条 1 項後段は、国際訴訟競合が発生した場合の外国裁判所による判決の承認・執行について規定している。即ち、中国法院と外国裁判所がいずれも管轄権を有する事件について中国法院が判決を下した後、中国法院は、同事件について外国裁判所の下した判決の承認・執行を認めないこととしている。

国際訴訟競合の場合において中国法院が裁判管轄権を行使するか否かについて、民訴法解釈 532 条と 533 条 1 項は、いずれも裁量の余地を残している。即ち、中国法院が「不便宜法廷地」とであると認定された場合、又は外国裁判所が既に同事件を受理した場合においても、中国法院が裁量権の行使により、その事件を受理すると判断することができる。

(2) 最高人民法院による「第二次全国涉外商事海事審判業務會議紀要」

最高人民法院が 2005 年に公表した「第二次全国涉外商事海事審判業務會議紀要」（以下「涉外商事海事審判紀要」という）も、国際訴訟競合の場合における裁判管轄権の問題について規定している。涉外商事海事審判紀要は司法解釈ではないため、裁判の根拠にはならないが、判決における裁判官の理由付けには指導的な意義を有する。関連する主な内容は、以下のとおりである。

10. 中国法院及び外国の裁判所のいずれもが管轄権を有する涉外商事紛争事件において、一方当事者が外国の裁判所に訴えを起し、且つ受理された後、更に同一の争議について中国法院に訴訟を起し、又は相手方当事者が同一の争議について中国法院に訴訟を起した場合、外国の裁判所が既に事件を受理したか否か、若しくは判決を下したか否かは、中国法院による管轄権の行使に影響を与えないが、受理するか否かについては、中国法院が事件の具体的状況に基づいて決定する。外国の裁判所による判決が中国法院に既に承認され及び執行された場合、人民法院はこれを受理してはならない。中国が締結し、又は参加する国際条約に別段の定めが有する場合、定めに基づき処理する。

11. 中国法院は、涉外商事紛争事件を審理する過程において、事件に不便宜管轄の要素があると発見した場合、「不便宜法廷地の原則」に基づき原告の訴えを却下する裁定を下すことができる。「不便宜法廷地の原則」の適用は、次に掲げる条件に合致するものとする。
(1) 被告が「不便宜法廷地の原則」を適用するよう申立を提出し、又は管轄異議申立を

提出し、受訴法院が「不便宜法廷地の原則」の適用を検討できると認めること。

(2) 事件を受理する中国法院が事件に対する管轄権を有すること。

(3) 当事者間において、中国法院による管轄を選択する合意がないこと。

(4) 事件が中国法院の専属管轄に属していないこと。

(5) 事件は中国の公民、法人又はその他の組織の利益に関わらないこと。

(6) 事件争議の主要な事実が中国内になく、且つ中国の法律は適用されず、中国法院が事件を受理した場合、事実認定及び法律適用に重大な困難が存在すること。

(7) 外国の裁判所が事件について管轄権を有し、且つ当該事件を審理するにあたってより利便性があること。

渉外商事海事事件においても、最終的には中国法院が民訴法解釈 532 条、533 条に基づき判決を下すことになるが、渉外商事海事審判紀要 11 条、10 条の内容を採用して解釈を行う可能性もある。そこで、民訴法解釈 532 条、533 条と渉外商事海事審判紀要 11 条、10 条との間には、以下の相違点があることに留意されたい。

- ・国際訴訟競合の場合における裁判管轄権の問題に関しては、外国裁判所が一方当事者の提訴を既に受理した場合において、渉外商事海事審判紀要 10 条前段は、中国法院は当事者双方のいずれかによる提訴を受理できると規定しているに対して、民訴法解釈 533 条 1 項前段は、中国法院はもう一方の当事者による提訴を受理できると規定している。

- ・渉外商事海事審判紀要 10 条中段は、「外国の裁判所による判決が既にわが国の法院により承認且つ執行された場合、人民法院が受理しない」と規定しているが、民訴法解釈 533 条 2 項は「外国の裁判所による判決が既に中国法院により承認された場合、人民法院が受理しない」と規定している。

- ・渉外商事海事審判紀要 11 条は「不便宜法廷地の原則」について 7 つの条件を定めているが、そのうちの 6 つの条件は民訴法解釈 532 条 1 号から 6 号に定められる条件と同じものであり、残りの 1 つは「事件を受理するわが国の法院が事件に対する管轄権を有する」という条件である (渉外商事海事審判紀要 11 条 2 号)。また、渉外商事海事審判紀要 11 条に比べて、民訴法解釈 532 条は、「不便宜法廷地の原則」の適用にあたっては、各号に定める条件を全て満たさなければならないという点を明確にしている。

2 中国における国際訴訟競合の判決例

(1) 民訴法解釈 532 条の適用について

不便宜法廷地の原則 の適用	事件番号
肯定した裁判例	(2019) 最高法民終 592 号、(2010) 苏商外终字第 0026 号
否定した裁判例	(2020) 浙民辖终 226 号、(2016) 沪 01 民初 454 号、(2018) 粤民辖终 443 号、(2017) 粤民辖终 684 号、(2018) 沪民辖终 6

	号、(2017) 最高法民辖终 264 号、(2018) 最高法民辖终 261 号、(2019) 最高法民辖终 467 号、(2019) 最高法民辖终 389 号、(2018) 最高法民辖终 86 号、(2015) 粤高法立民终字第 598 号、(2015) 粤高法立民终字第 599 号、(2015) 粤高法立民终字第 600 号、(2015) 粤高法立民终字第 601 号、(2015) 粤高法立民终字第 602 号 (2015) 粤高法立民终字第 603 号、(2015) 粤高法立民终字第 605 号、(2015) 粤高法立民终字第 606 号
--	--

不便宜法廷地の原則の適用を「否定した裁判例」のほとんどは、当事者の一方が中国の公民、法人であることにより民訴法解釈 532 条 4 号の条件が満たされないという理由で、不便宜法廷地の原則の適用を否定したものである。このように、中国法院は、基本的に、民訴法解釈 532 条 4 号への該当性を厳格に解釈することによって、不便宜法廷地の原則の適用を制限しているといえる。

(2) 民訴法解釈 533 条の適用について

裁判管轄権の行使	事件番号
肯定した裁判例	(2017) 粤 0113 民初 2289 号、(2016) 粤 0391 民初 1944、1945 号、(2016) 沪 01 民初 454 号、(2018) 粤民辖终 443 号、(2017) 粤 0391 民初 1372、1373 号、(2017) 粤民辖终 684 号、(2018) 沪民辖终 6 号
否定した裁判例	該当なし

上表のとおり、民訴法解釈 533 条に基づき、中国法院が裁判管轄権の行使を否定した事例は 1 件も無かった。

民訴法解釈 533 条は、中国訴訟と外国訴訟が競合する場合、中国法院が訴訟を受理できると規定しているが、裁判管轄権の行使を「肯定した裁判例」のいくつかの判決では、特段の事情が存在しない限り、中国法院が受理しなければならないとされた。

上記の裁判例から見れば、中国法院の多くは、民訴法解釈 533 条、涉外商事海事審判紀要 10 条の文言に従い、外国の裁判所が同事件を受理したか否か、それにつき判決を下したか否かに関わらず、その判決がまだ中国で承認されていない限り、同事件を受理できると判示している。このように、中国では、国際的並行訴訟における中国法院の裁判管轄権を制限しない方向で同条が解釈されているといえる。

3 中国における国際訴訟競合の学説等の議論状況

国際的並行訴訟における国際訴訟競合の解決手段に関する解説・論文等で主張されてい

る主な法理・アプローチを整理すると、下表のとおりである。

国際訴訟競合の 解決手段 ⁸	法理・アプローチ
先受理法院優先原則	外国の裁判所が先に事件を受理した場合、他の国の裁判所は、同事件の訴訟手続を終わらせる（不受理、却下）とする原則
禁訴令アプローチ	当事者が他国で提訴等を行うことを禁止するというアプローチ
不便宜法廷地の原則	裁判所が自ら涉外訴訟を審理するのが不適切であり、また原告が訴訟を提起し得る法廷地が他にもあると判断する場合、裁判所が裁量権により裁判管轄権を行使しないとする原則
未決訴訟原則	他国の裁判所が同一の事件を審理している場合において、裁判所が裁量権により自国の訴訟手続を一時的に中止するという原則
承認予測原則	外国裁判所がある事件を先に受理した場合、その後にそれが下した判決が自国の裁判所により承認・執行される可能性に基づき、自国の裁判所が同事件を受理するか否かを判断するという原則

国際的並行訴訟における国際訴訟競合という問題について、多数の学者は、単一の法理で対応すべきでなく、上表のいくつかの法理・アプローチを総合的に柔軟的に利用して対応すべきだという姿勢を示している。しかし、具体的なアプローチに関する多数説はまだ形成されていない。

IV おわりに

以上に述べてきたとおり、中国では、「国際裁判管轄」及び「国際訴訟競合」に関し、関連規定及び判例も存在しており、さまざまな議論が展開されている。とくに中国の場合は、中国企業と外国企業との標準必須特許（SEP）の紛争事件の訴訟が複数国の裁判所に同時に並存して係属するという事態が生じているため、世界から大きな注目を集めている。

今後、中国ビジネスに係わる日本企業・日系企業としては、中国における「国際裁判管轄」及び「国際訴訟競合」の問題に関する議論の行方を注視していく必要がある。

※ 最終修正：2021年3月31日。

⁸ 「国際礼譲原則」をあげる学者もいるが、「国際礼譲原則」のみで国際訴訟競合の場合において裁判管轄権を行使するか否かを判断する国は、ほぼ存在しない。「国際礼譲」を「禁訴令アプローチ」又は「不便宜法廷地の原則」における考慮要素の一つとして理解したほうがよいと考える。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。